

公募要領Q&A

No.	質問	回答
1	1.「大規模実証」における規模の基準について 本公募は「大規模実証」を対象とされておりますが、この「大規模」と判断される具体的な基準や指針(例:海藻養殖の想定面積、見込まれるブルークレジット創出量などの数値目安)がございましたらご教示いただけますでしょうか。	本事業では、「大規模」の具体的な数値基準(海藻養殖面積やブルークレジット創出量等)は設定しておりません。 公募要領では、吸収源対策の大規模実施に向けて、一連のプロセスの大規模化(実施箇所数の拡大を含む。)・効率化等のための技術開発・実証等を行う事業を対象としております。 また、審査に当たっては、補助事業の規模及びその実施により期待される吸収・固定量を定量的に評価していることが審査基準の一つとなっております。そのため、申請に当たっては、将来的な社会実装や普及拡大を見据えた事業規模であることや、その規模設定の考え方について具体的にご説明いただければと考えております。
2	公募要領の別紙2.(2)において、「国からの他の補助金等の対象経費を含まないこと」との規定がございます。こちらについて、国費ではない「地方自治体独自の補助金」は対象外(併用可能)との理解でよろしいでしょうか。 また、併用可能な場合、自治体が「ふるさと納税(企業版を含む)」で受け入れた寄付金を原資として、本事業へ資金拠出(補助金や委託費等)を受けることは、本規定に抵触しないという認識で相違ないかご教示ください。	本事業交付要綱第3条第5項においては、「他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等及び既に行われた技術開発の事業については、交付の対象としない。」と規定しておりますため、本事業の取扱いのみで申し上げますと国費ではない地方自治体独自の補助金との併用を妨げるものではございません。 地方自治体として他の補助制度との併用可否については、対象補助金を取り扱う自治体に個別にご確認いただきたくお願い申し上げます。 また本事業交付要綱第4条より、本補助金の交付額の算定に当たっては、「総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額」を基礎として交付額を算定することとされていますが、本規定は補助事業者に対して当該事業に係る寄附金がある場合に適用されるものであるため、自治体がふるさと納税を原資として補助を行っていても、本規定には抵触しないという認識で問題ありません。 なお、企業版ふるさと納税の制度上、寄附金を地方公共団体から民間事業者の本事業への補助金の財源として活用できるかどうかについては、対象補助金を取り扱う自治体の個別の状況によりますため、自治体側へご確認いただきたくお願い申し上げます。 また、ご質問では「本事業へ資金拠出(補助金や委託費等)」との記載がありますが、「委託」の場合は取扱いが異なります。自治体から委託を受けて当該事業を実施する場合は、そもそもの本補助金申請者は当該地方自治体になりますのでご注意ください。

公募要領Q&A

No.	質問	回答
3	自治体が補助事業者として採択された場合、補助対象外となる自治体の負担分(事業費の2/3相当額等)の財源として、「企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)」に係る寄附金を充当することは可能でしょうか。 内閣府が公表している『まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A(第15.1版)』の別紙「地方負担分に地方創生応援税制に係る寄附を充てることができる補助金・交付金一覧」に、本事業が含まれていないことは承知しておりますが、同Q&A(Q3-9)において「地方財政措置を伴わない補助金や交付金の地方負担分にも寄附を充てることができる」との記載があるため、本事業がこれに該当し、併用可能ではないかと考えております。	企業版ふるさと納税による寄附金を本事業の財源として活用(充当)できるかについては不可となります。 弊省としては内閣府『まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A(第15.1版)』の(Q3-9)の回答の通り、原則として国の補助金の対象となる事業の地方負担分については、地方創生応援税制に係る寄附を充てることができないということ、また充てることができるとしても別紙「地方負担分に地方創生応援税制に係る寄附を充てることができる補助金・交付金一覧」に含まれている事業であることまでを確認しており、本事業は当該一覧に含まれておりません。同Q&A内の「地方財政措置を伴わない補助金や交付金の地方負担分にも寄附を充てることができる」との記載についてですが、本事業がこれに該当するかの最終的な取扱いについては、制度所管である内閣府にご確認いただきたくお願い申し上げます。
4	申請内容の整合性を高め、円滑な審査プロセスにつなげるため、申請書の本提出に先立ち、個別に事前相談(面談等)のお時間をいただくことは可能でしょうか。	個別の申請内容に関する事前審査や、採択可能性に関するご相談についてはお答えしておりません。
5	今後第三次公募が予定されているか、あるいは次年度に同様の事業が実施される可能性について教えてください。	ご照会いただいた今後の公募予定につきましては、現時点で公表している内容以上の公募予定についてはお答えできる情報がございません。

公募要領Q&A

No.	質問	回答
6	応募に必要な経理状況説明書について、「直近2決算期に関する貸借対照表および損益計算書」を添付するよう記載されていますが、弊社は設立後まだ1決算期しか迎えていないため、提出可能な決算書は1期分のみとなります。 この場合、直近1期分の貸借対照表および損益計算書を提出することでよろしいでしょうか。 また、設立から直近決算期までの期間が短い場合に、追加で提出すべき書類がございましたら、ご教示いただけますと幸いです。	経理状況説明書に添付する決算書類について、設立後まだ1決算期のみである場合は、提出可能な直近1期分の貸借対照表及び損益計算書を御提出ください。 2決算期分の書類を提出できない理由として、設立後1決算期のみである旨が分かるよう、経理状況説明書又は添付資料中に補足していただけますと幸いです。 また、可能な範囲で結構ですので、今年度の決算見通し等、貴法人の経理状況を補足的に確認できる資料がございましたら、申請書類と併せて御提出いただけますと幸いです。
7	本事業では令和8年度～令和10年度にわたる実証事業が想定されておりますが、補助金の精算は年度ごとに行われると考えてよろしいでしょうか。(もしくは、3年にわたる事業がすべて終了した後にのみ、補助金が支払われるのでしょうか) また、年度ごとに精算いただける場合、 ・公募要領 第3章 申請(応募)に関する事項 3-1.申請に当たっての留意事項 3-1-2.補助事業の繰越 において、「交付決定を受けた補助事業については、当該年度に完了していただくことが原則です。ただし、事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が当該年度内に完了しない場合にも引き続いて実施する必要があり、一定の事由に該当すると認められるときは、財務省との協議を経て、当該年度内に完了しなかった予算を翌年度へ繰り越すことができます場合があります。」とあります。 ・公募要領 別紙 2.補助金の交付について(1)交付申請 において、「補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度に支払いが完了するもの」とあります。 これらに関連して、例えば「令和9年度に使用する資材で、長納期品であることから、令和8年度中に発注を行い、頭金を支払う必要があるもの」がある場合、令和8年度に前払いした令和9年度用資材の費用は、令和8年度の補助金対象として認められ、令和9年度初頭には精算いただけるのでしょうか。	本事業は最長3か年度の事業を想定しておりますが、補助金については年度ごとに交付申請、交付決定、実績報告及び額の確定を行います。 また、補助金の支払いについても、各年度の事業終了後に実績報告の内容を確認し、交付額を確定した上で行うこととなります。そのため、複数年度事業であっても、原則として事業終了後に3年度分の補助金を一括してお支払いするものではありません。 また、公募要領に記載している補助事業の繰越については、事業の性質上相当の期間を要するものであり、かつ、避け難い事故等により年度内に事業が完了しない場合など、一定の事由に該当すると認められる場合に限り、財務省との協議を経て認められる可能性があるものです。したがって、複数年度事業であることのみをもって繰越が認められるものではありません。 「令和9年度に使用する資材について、長納期品であるため令和8年度中に発注し、頭金を支払う場合」の取扱いにつきましては、原則として補助対象経費は当該年度に実施する事業に係る経費である必要があります。公募要領においても、「補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度に支払いが完了するもの」としております。 このため、翌年度に使用することを前提とした資材に係る前払金等について、前年度分の補助対象経費として計上することはできません。